

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する
日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義	一
2	目的	一
3	国内連絡部局	一
4	指紋情報の自動照会	一
5	追加的な情報の要請及び提供	二
6	要請がない場合の情報の提供	二
7	利用の結果の通報	二
8	情報の処理に対する制限	二
9	情報の保護及び保全	二
10	一定の情報の訂正、削除又は不開示	三
11	記録	三
12	費用	三
13	一般規定	三
14	協議	三
15	効力発生、改正及び終了	三

三	協定の実施のための国内措置	16
四	附属書	三

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、重大な犯罪の防止、探知及び捜査を目的として、必要な指紋情報等を交換する枠組み等について定めるため、アメリカ合衆国政府との間で交渉を行ってきた。その結果、協定案文について最終的合意に達し、平成二十六年（二十四年）二月七日に東京において、我が方三ツ矢外務副大臣及び古屋国家公安委員会委員長と先方ケネディー駐日米大使との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定の締結は、日米両国間において、査証を免除するそれぞれの制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化することに資するものと考えられる。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文十五箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義

この協定における「自動照会」、「個人情報」、「重大な犯罪」について定義している（第一条）。

2 目的

両締約国政府は、査証を免除するそれぞれの制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪の防止、探知及び捜査を目的として利用される情報を交換するためにこの協定により設けられる枠組みの下で相互に協力することについて規定している（第二条）。

3 国内連絡部局

一方の締約国政府は、国内連絡部局を指定し、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じてその国内連絡部局を通知すること等について規定している（第三条）。

4 指紋情報の自動照会

各締約国政府の国内連絡部局は、重大な犯罪の防止、探知及び捜査のため、特定の状況から判断して、ある個人が重大な犯罪を實行するか又は実行したかについて調査する理由がある場合にのみ、指紋情報に関する自動照会を開始することができること及び自動照会の結果、適合する指紋情報がある場合において、追加的な情報の要請がないときは、照会を受けた締約国政府の国内連絡部局は、当該照会の目的について説明を要請することができ、照会する締約国政府の国内連絡部局はその要請に対し適時に回答すること等について規定している（第四条）。

5 追加的な情報の要請及び提供

照会する締約国政府の国内連絡部局は、自動の照会の結果、適合する指紋情報がある場合には、要請の目的等について書面による通報を行うことを条件として、照会を受けた締約国政府の国内連絡部局に対し、追加的な情報の提供を要請することができること並びに当該国内連絡部局は、この協定及び自国の法令に従い、要請された情報であつて、その要請を受理した時に利用可能であり、かつ、要請の目的に関連すると認めるものを提供すること等について規定している（第五条）。

6 要請がない場合の情報の提供

いずれの一方の締約国政府も、事前の要請がない場合においても、重大な犯罪が実行される又は実行されたと信ずるに足りる理由があるときは、重大な犯罪の防止、探知及び捜査のため、自国の法令に従い、他方の締約国政府に情報を提供することができることについて規定している（第六条）。

7 利用の結果の通報

情報を受領した国内連絡部局は、要請があるときは、当該情報を提供した国内連絡部局に対し当該情報の利用の結果を通報することについて規定している（第七条）。

8 情報の処理に対する制限

情報の処理に対する制限（指紋情報の削除並びに提供された情報の保管期間、利用目的の制限（自動照会の結果は追加的な情報を要請するか否かを決定するためにのみ利用することができること等）及び第三者への不開示等）等について規定している（第八条）。

9 情報の保護及び保全

- 10 両締約国政府は、提供された情報を保護するために必要な措置がとられることを確保することについて規定している（第九条）。
一定の情報の訂正、削除又は不開示
- 11 いずれの一方の締約国政府も、他方の締約国政府から受領した重要な情報が不正確なもの等であることを知った場合には、当該情報の訂正、削除、不開示等の適切な措置をとることについて規定している（第十条）。
- 12 記録
各締約国政府は、両締約国政府間で伝達された情報の提供及び受領の記録を保管し、当該記録は不適切に利用されることのないように適当な措置により保護され、少なくとも二年間保管されること等について規定している（第十一条）。
- 13 費用
各締約国政府は、自らの義務を履行するに当たって自らが負った費用を予算上の資金の利用可能性に従って負担することについて規定している（第十二条）。
- 14 一般規定
この協定のいかなる規定も、他の適用可能な国際協定等に従って、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対し、情報を要請し、又は提供することを妨げるものではないこと及び政治犯罪に関するものである場合には、情報の照会、要請又は利用を行うことを認めるものと解してはならないこと等について規定している（第十三条）。
- 15 協議
両締約国政府は、この協定の円滑な実施のために協議すること等について規定している（第十四条）。
- 16 効力発生、改正及び終了
この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずること等について規定している（第十五条）。
- 17 附属書
附属書 I は、犯罪の区分を掲げ、当該区分に該当する犯罪等であつて、死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処するこ

ととされているものを構成する行為は、「重大な犯罪」としてこの協定の適用の対象となることについて規定している（附属書Ⅰ）。附属書Ⅱは、一方の締約国政府が自動照会のため他方の締約国政府に利用可能とする指紋情報について規定している（附属書Ⅱ）。

三 協定の実施のための国内措置

- 1 この協定を実施するため、重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案が今次国会に提出されることとなっている。
- 2 この協定を実施するための新たな予算措置は必要としない。